

令和5年第4回農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和5年4月4日（火）	
場 所	大潟村役場二階『特別会議室』	
時 間	午後1時30分～3時11分	
出席委員	大 島 和 夫 会 長 北 村 雅 幸 委 員 高 木 茂 之 委 員 遠 藤 暁 委 員 田 中 誠 悦 委 員 佐 藤 友 能 委 員 椎 川 健 一 委 員	小 林 信 之 職務代理者 渡 邊 琢 磨 委 員 工 藤 猛 委 員 猪 股 誠 委 員 松 橋 良 子 委 員 土 井 博 文 委 員
出席した事務局職員	澤 井 公 子 局 長 今 野 智 美 主 事	佐 藤 洋 平 主 任 武 田 聖 子 事務補助
議事日程	1. 開 会 2. 会 長 あ い さ つ 3. 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 に つ い て 4. 議 事 【議案第15号】 農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について 【議案第16号】 農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について 【議案第17号・18号】 農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請に対し、意見を求める件について 【議案第19号】 農用地利用集積計画案（令和5年第4号）の諮問に対し、意見を求める件について	

	<p>【議案第20号】 令和4年度大潟村農業委員会事業報告について</p> <p>【議案第21号】 令和5年度大潟村農業委員会事業計画案について</p> <p>【議案第22号】 農業委員会事務の実施状況等の公表に対し、意見を求める件について</p> <p>【議案第23号】 令和5年度農作業標準作業料金の再設定について</p> <p>5. 閉 会</p>
<p>審 議 内 容 局 長</p>	<p>4月1日付けの人事異動で農業委員会は異動がありませんでした。同じメンバーで引き続き頑張ってまいりますのでよろしくお願い致します。産業振興課農用地利用集積担当の佐藤洋平は生活環境課への異動となりまして、後任は新規採用の佐藤文美ですが4月10日着任となっておりますので今日は今野智美が出席しております。よろしくお願い致します。</p> <p>只今から、令和5年第4回大潟村農業委員会定例総会を開催致します。</p>
<p>会 長</p>	<p>4月に入り新年度を迎えました。今年は3月からずっと天気がよく桜の開花予想も早まっているようです。農作業も順調に進んでおり経営も順調に進んでいってほしいと思います。農業委員会は人事異動もなく、またこのメンバーで頑張っていけることと思います。よろしくお願い致します。</p> <p>業務報告に移りたいと思います。</p> <p>3月3日村民センターに於いて、耕心会総会が行われております。私が所用のため小林職務代理が出席しております。</p> <p>3月14日パンダに於いて、令和4年度農作業受託組合総会に出席しております。</p> <p>3月28日役場に於いて、令和4年度大潟村民産学官連携農業振興推進協議会総会に出席しております。</p> <p>3月29日役場に於いて、大潟村経営・生産対策推進会議に出席しております。</p> <p>終了後、大潟村人・農地プラン(地域農業マスタープラン)検討会幹事会に出席しております。</p>

	以上です。
会 長	<p>議案審議に入る前に、議事録署名委員をこちらより指名させていただきます。</p> <p>【議事録署名委員】</p> <p>1番 北 村 雅 幸 委員 2番 渡 邊 琢 磨 委員</p>
会 長	<p>議案第15号「農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。</p>
局 長	<p>議案第15号は経営移譲年金受給の為の再設定です。 (議案第15号について、議案書及び調査書の朗読)</p> <p>本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
委員各位	なし。
会 長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第15号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委員各位	全員・挙手
会 長	<p>ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。</p>
会 長	<p>議案第16号「農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。</p>

局 長	<p>議案第16号は離農の為の設定です。</p> <p>(議案第16号について、議案書及び調査書の朗読)</p> <p>本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。</p>
小林職務代理	<p>農用地利用集積計画で行わないのは何か理由があるのですか。また、農地法3条の申請許可と農用地利用集積計画での許可では何か違いがあるのですか。</p>
局 長	<p>農地法での申請は他市町での申請も農地法で行っており、申請人双方からの希望です。農業経営基盤強化促進法では契約期間で終了となるため、新たに申請が必要となります。農地法では貸主が契約期間が満了する1年前から6ヶ月前までに更新しない旨の通知をしなければ従来と同一の条件で賃貸借をしたものとみなされます。更新後の賃貸借は期間の定めのないものとなります。</p>
会 長	<p>この借人の法人は農業以外の事業は行っていますか。</p>
局 長	<p>いえ、農業物の生産・加工・販売のみとなっております。</p>
会 長	<p>他にご意見ございませんか。</p>
委員各位	<p>なし。</p>
会 長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第16号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委員各位	<p>全員・挙手</p>
会 長	<p>ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。</p>

会 長	議事日程についてお諮りいたします。議案第17号・議案第18号は関連がございますので一括上程してよろしいでしょうか。
委員各位	異議なし。
会 長	議案第17号・第18号「農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局 長	議案第17号は破産手続きの為の所有権移転、議案第18号は耕作不便の為の所有権移転です。 (議案第17号・第18号について、議案書及び調査書の朗読) 本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
猪股委員	議案第17号の譲受人は債権者ですか。
局 長	そこは確認しておりません。
	休 憩 1:50 再 開 1:52
小林職務代理	議案第18号の畑にはハウスは建っていますか。
局 長	ハウスは建っていると聞いておりますが、登記が宅地ですので育苗用地としての畑ではありません。
会 長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第17号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

委員各位	全員・挙手
会長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会長	議案第18号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会長	議案第19号「農用地利用集積計画案(令和5年第4号)の諮問に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局長	本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農用地利用集積計画(案)の適否についての意見を求められたものです。 詳細については担当である産業振興課の方から説明いたします。
会長	本案件に対しまして私が関係しておりますので、一時退席致します。議事進行については、農業委員会会議規則第16条に基づき会長職務代理者をお願い致します。
	会長 退席。
小林職務代理	それでは、会長に代わり議事進行を致します。 議案第19号整理番号5-92について説明をお願い致します。
今野主事	整理番号5-92離農により、田2筆51,983㎡、対価10a 30,000円、期間3年間の賃貸借権再設定です。
小林職務代理	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。

委員各位	なし。
小林職務代理	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第19号の整理番号5-92の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
小林職務代理	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。退出者の入場を認めます。
	会長 着席。
今野主事	整理番号5-87離農により、田2筆53,865㎡、対価10a 32,000円、期間3年間の賃貸借権再設定。 整理番号5-88離農により、田5筆101,325㎡、対価10a 32,000円、期間3年間の賃貸借権再設定。 整理番号5-89離農により、田2筆53,720㎡、対価10a 30,000円、期間1年間の賃貸借権再設定。 整理番号5-90離農により、田4筆16,376㎡、対価10a 17,000円、期間5年間の賃貸借権再設定。 整理番号5-91離農により、田2筆46,640㎡、対価10a 28,500円、期間10年間の賃貸借権再設定、畑1筆1,344㎡、対価無償、期間10年間の使用貸借権再設定。 整理番号5-93離農により、田7筆175,979㎡、対価10a 30,000円、期間5年間の賃貸借権再設定。 整理番号5-94離農により、田1筆1,114㎡、対価 年 あきたこまち1俵、期間10年間の賃貸借権再設定。 整理番号5-95離農により、田3筆10,980㎡、対価10a 12,500円、期間5年間の賃貸借権再設定。 整理番号5-96離農により、田7筆147,821㎡、対価10a 30,000円、畑1筆1,305㎡、年額544,423円、期間3年間の賃貸借権設定。 整理番号5-97離農により、田2筆9,952㎡、対価10a あきたこまち1俵、期間10年間の賃貸借権設定。

整理番号5-98離農により、田4筆46,504㎡、対価10a 30,000円、期間10年間の賃貸借権設定。

整理番号5-99離農により、田4筆107,784㎡、対価10a 35,000円、期間10年間の賃貸借権設定。

整理番号5-100高齢化による経営縮小により、田2筆9,892㎡、対価10a 15,000円、期間10年間の賃貸借権設定。

整理番号5-101離農により、田3筆74,970㎡、対価年額1,426,600円、期間5年間の賃貸借権設定。

整理番号5-102離農により、田2筆9,840㎡、対価10a 15,000円、期間8年間の賃貸借権設定。

整理番号5-103離農により、田2筆10,015㎡、対価10a 15,000円、期間5年間の賃貸借権設定。

整理番号5-104高齢化による経営縮小により、田3筆11,006㎡、対価10a 15,000円、期間5年間の賃貸借権設定。

整理番号5-105離農により、田2筆10,070㎡、対価総額2,839,740円の所有権移転。

整理番号5-106高齢化による経営縮小により、田1筆1,179㎡、対価総額353,700円の所有権移転。

整理番号5-107離農により、田2筆5,725㎡、対価総額2,500,000円の所有権移転。

整理番号5-108耕作不便により、田1筆4,985㎡、対価総額3,000,000円の所有権移転。

整理番号5-109耕作不便により、田3筆10,955㎡、対価総額5,000,000円の所有権移転。

整理番号5-110病気等による労働力不足により、田2筆10,100㎡、対価総額5,000,000円の所有権移転。

整理番号5-111耕作不便により、田1筆5,038㎡、対価等価交換の所有権移転。

整理番号5-112耕作不便により、田1筆5,061㎡、対価等価交換の所有権移転。

整理番号5-113農地売買支援事業により、田1筆5,007㎡、対価総額3,254,550円の所有権移転。

整理番号5-114農地売買支援事業により、田1筆5,007㎡、対価10a 17,000円、期間4年間の賃貸借権設定。

	<p>整理番号5-115農地売買支援事業により、田8筆152,050㎡、畑1筆1,185㎡、対価総額172,255,000円の所有権移転。</p> <p>整理番号5-116農地売買支援事業により、田4筆98,552㎡、畑1筆1,185㎡、対価無償、期間1年間の使用貸借権設定。</p> <p>整理番号5-117農地売買支援事業により、田4筆53,498㎡、対価無償、期間1年間の使用貸借権設定です。</p>
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
渡 邊 委 員	整理番号5-98と5-99での貸人は同じ人ですが、借人ごとに10a単価が違うのは何か理由があるのですか。
今 野 主 事	整理番号5-99の農地は有機圃場のため、借人がそれを継続するということで単価を高く設定されました。
工 藤 委 員	整理番号5-101の賃貸借料金が相場より安く設定されておりますが、理由はわかりますか。
佐 藤 主 任	圃場の土盛りに使用していないハウスや建物があり、そのものをかたづける為と、そこを農地に戻す為にかかる費用を加味した価格設定としたとのことでした。
	休 憩 2:18 再 開 2:22
会 長	整理番号5-111と5-112については問題になっていた登記名義と耕作者名義が違っていた件で、双方話し合った上今回耕作者名義に登記変更をするということです。
会 長	他にご意見ございませんか。
委 員 各 位	なし。

会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第19号の整理番号5-92を除く原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第20号「令和4年度大潟村農業委員会事業報告について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局 長	令和4年度大潟村農業委員会事業報告について議案書に基づいて説明。
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
委員各位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第20号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第21号「令和5年度大潟村農業委員会事業計画案について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局 長	令和5年度大潟村農業委員会事業計画案について議案書に基づいて説明。
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。

委員各位	なし。
会長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第21号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会長	議案第22号「農業委員会事務の実施状況等の公表に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局長	農業委員会事務の実施状況等の公表に対し、意見を求める件について議案書に基づいて説明。
会長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
小林職務代理	I 農業委員会の状況の2番総農家数ですが、農業センサスに基づいての数字と思いますが、実際農業委員会で把握している農家数は何戸ですか。
局長	令和4年4月末の数字となりますが、483戸となっております。令和5年の4月末では何戸か減となる見込みです。
土井委員	II 最適化活動の目標の2番ですが、最適化活動は中立委員は行わないということですね。
局長	はい。そのとおりです。
会長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。

会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第22号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第23号「令和5年度農作業標準作業料金の再設定について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局 長	前回の総会で提案させていただいておりますが、その後農作業受託組合総会において現場の強い意見等から一部作業料金が値上げする事が決定となった旨の連絡がありました。農業委員会で公表している農作業標準作業料金表については農地の利用の増進・利用関係の調整に資するために農業委員会独自の資料として提供するものでありますので、必ずしも受託組合の料金と同一でなければならぬということではないのですけれども、これまでも関係機関と調整を諮ってきており、いままでの経緯も考慮して同一であった方が望ましいのではないかと判断しましたので再設定の議案として提出させていただきました。内容としては麦刈取りと豆刈取り10a当たり7,500円です。前回の表では6,500円とさせていただいておりましたが、1,000円の値上げとなっております。
会 長	補足といたしまして、北村委員が農作業受託組合の代表を担っておりますので、今回の農作業受託組合総会での経緯を含め説明をお願いしたいと思います。
北村委員	3月14日農作業受託組合総会で組合員より麦・豆の刈取り料金が安いので早めに変えてほしいと要望があり、総会の場で金額を再設定する事となりました。理由としては麦の作付け面積が多くなってきており、同時に後作の豆の作付け面積も多くなっており、後作豆を刈る人の面積当たりのこなせる量がだいたい決まっているので、その人たちが機械の修理費や維持管理するため

	<p>の料金に充てるためにも少し上げていかないといけないと思っております。最初に補助金で買った共同の汎用コンバインも年数がたっており、機械の整備にかなりお金を使っていると思います。でするので、今年は10a当たり1,000円上げて5年～6年の間に稲刈り料金に近い額までもっていったらと言う話ができました。確かに今年の秋からの面積がまた増えており、料金の値上げを今決めないと、刈取り後に修理費で割りに合わなくなったという話も聞いておりますので、今回急遽値上げを決めました。心配されるのが、後作で生育が悪い年とかは農家は損失となってしまうことがあると思います。そこは後作の豆だということをご理解いただきたい。また、後作の刈取りは時期が短く条件が悪かったりしても刈らざるをえないということをご理解いただいて、農家の方には補助金が出ていると思うのでそこからの捻出をお願いしたいと思ひ決定いたしました。</p>
<p>会 長</p>	<p>麦・豆刈取り料金については、いろいろな条件で収穫が悪かった場合を懸念して今まで値上げしてこれなかった経緯があります。他市町村の作業料金表を見ますと稲の刈取り料金とさほど変わらない料金で設定されているようです。そのような事を踏まえていくと、機械の老朽化を含めやはり今回値上げをしていかないで機械を維持できないしまた更新もできないのではないかと。また、国の流れとして麦・豆に転換していく方向で動いていますので、刈る機械がなければ植えても収穫できない状況とならないようにある程度の金額を設定していかないで物事が回らなくなるということも判断しながらの今回の再設定となるかと思ひます。受託組合のほうには来年は会員の皆さんの意見集約をもっと早めにしていただきたい旨をお願いいたしました。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局説明に対し、発言のある方は挙手願ひます。</p>
<p>委員各位</p>	<p>なし。</p>
<p>会 長</p>	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第23号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。</p>

委員各位	全員・挙手
会長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会長	今日の議案審議は以上です。 ありがとうございました。